

うるま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 2 7 日

うるま市長 中村 正人

うるま市規則第 3 4 号

うるま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施
行期日を定める規則

うるま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和 8
年うるま市条例第 1 6 号）の施行期日は、令和 8 年 4 月 2 7 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。